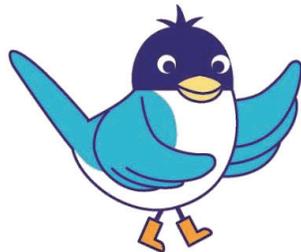


概要版

第8期 世田谷区 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

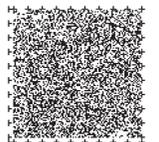
令和3年度～令和5年度
(2021年度～2023年度)

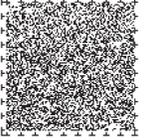
～住み慣れた地域で支えあい、
自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現～



世田谷区 高齢福祉部

あんしんすこやかセンター
イメージキャラクター あんすこ君
(区の鳥 おなが)





目次

1 世田谷区の高齢者の状況(計画策定の背景) … 3

2 計画の基本的な考え方 … 11

資料 世田谷区の三層構造
世田谷区の地域包括ケアシステムのイメージ図(高齢者)
支援が必要な高齢者等への包括的支援のイメージ図

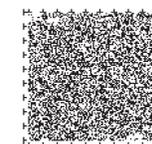
3 各施策の取組み … 18

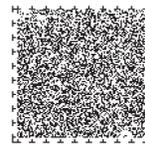
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは？

高齢者に関する施策の総合的かつ計画的な推進とともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、施策展開の考え方や施策目標及び介護サービス量の見込み等を定める法定計画。

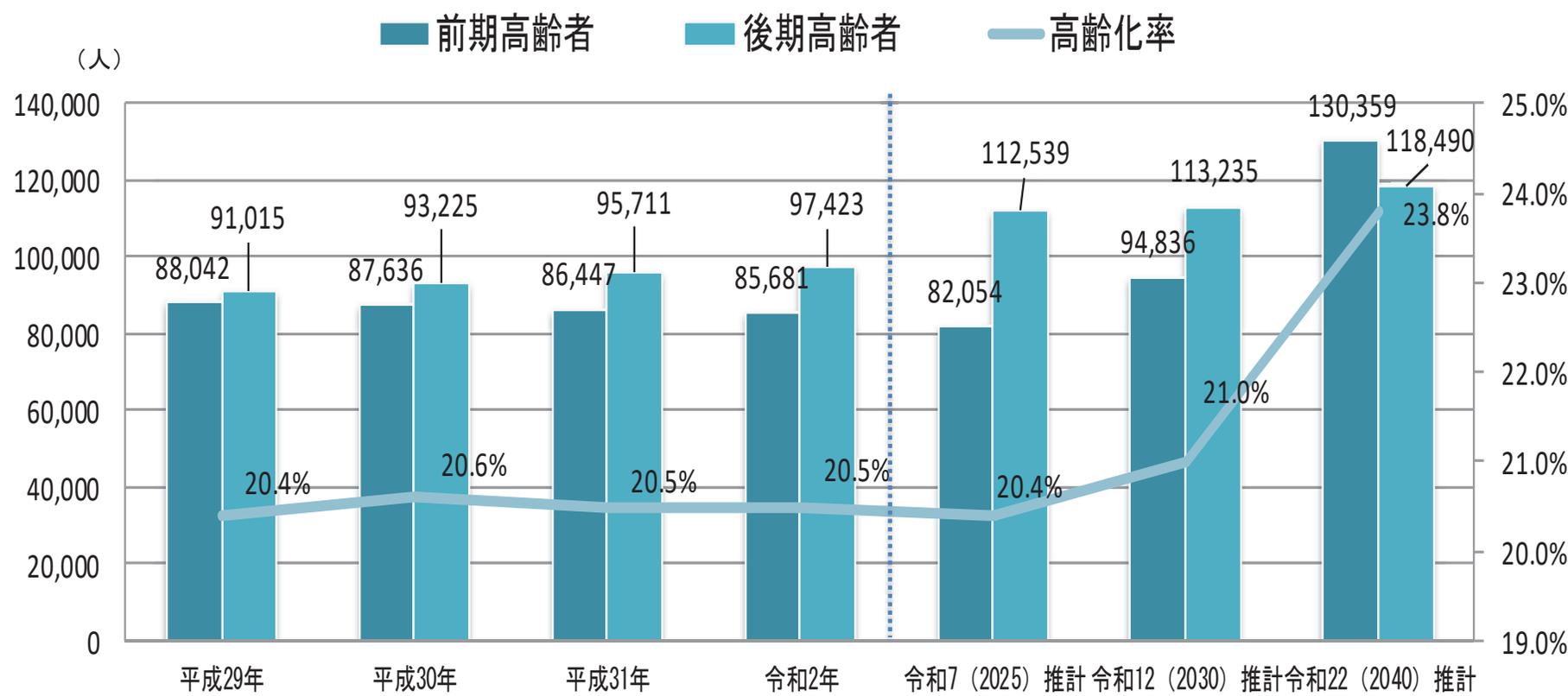
第8期は、令和3年度～5年度。

1 世田谷区の高齢者の状況 (計画策定の背景)





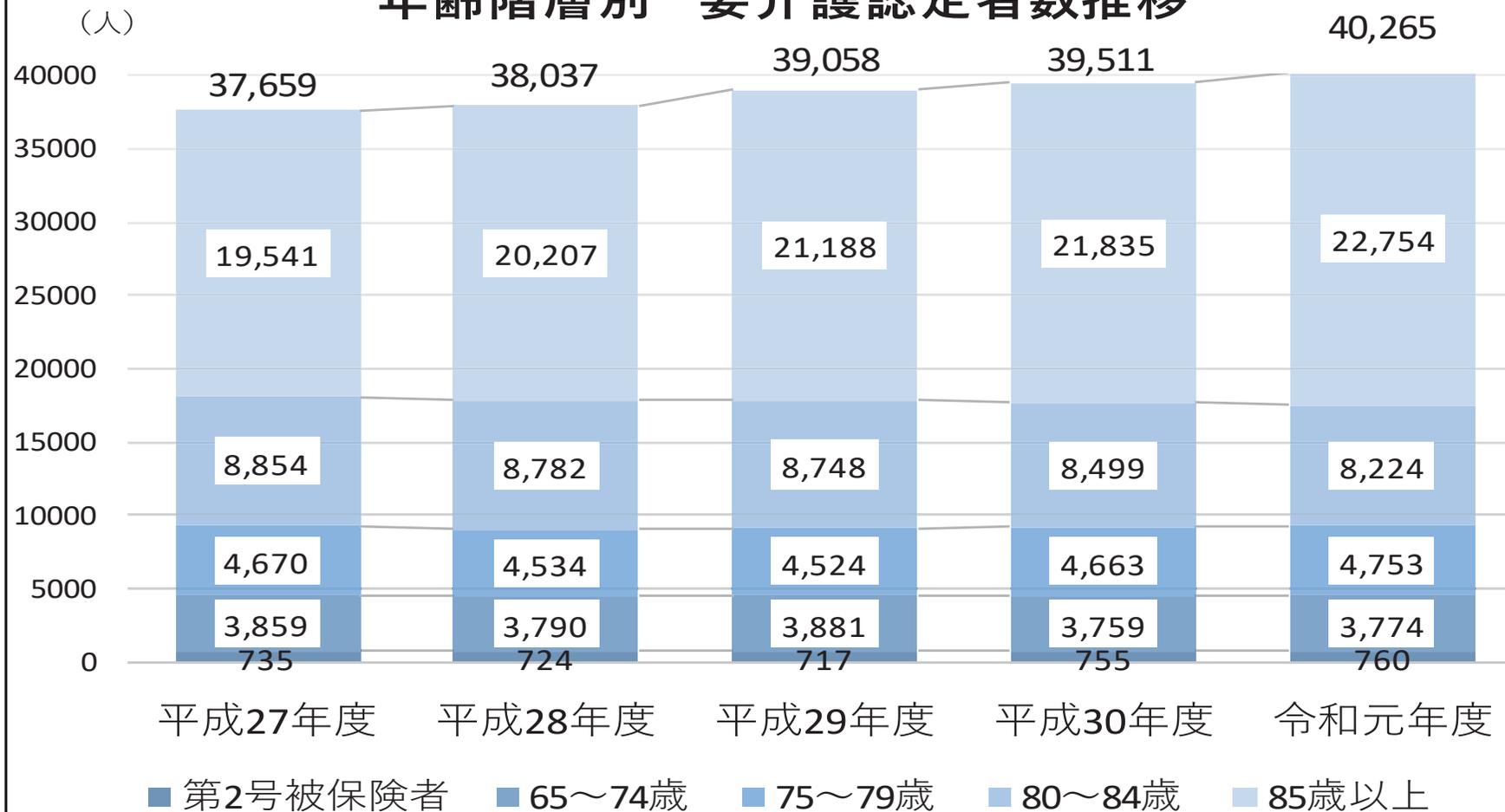
前期・後期高齢者人口・高齢化率の推移と将来推計



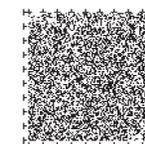
現在、65歳以上人口は約18万5千人。2025年には、約19万5千人になると予測しています。特に75歳以上人口が増加します。

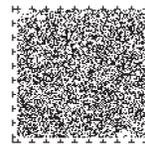
各年1月1日
外国人除く

年齢階層別 要介護認定者数推移

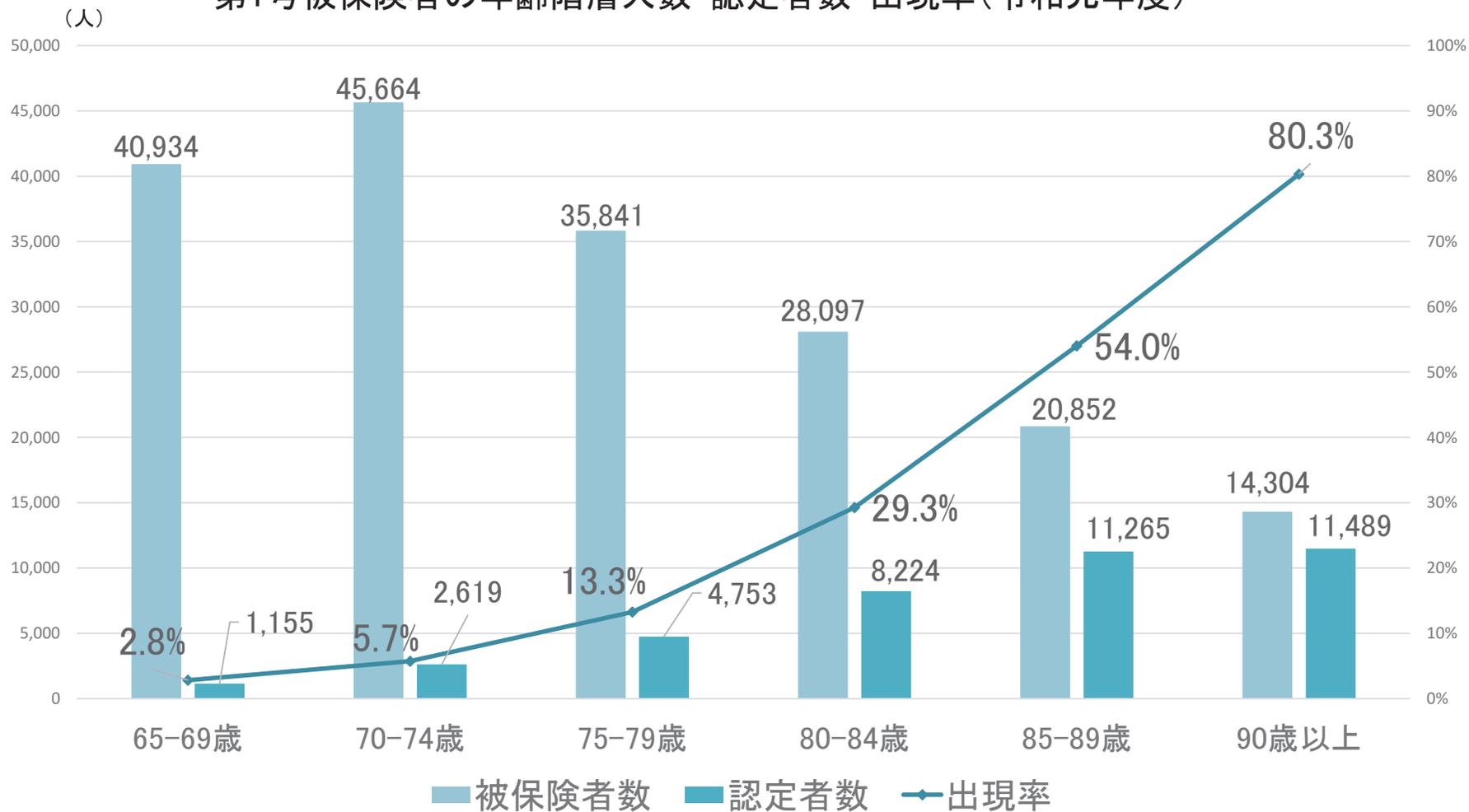


要介護・要支援認定者は、4年間で約2,600人増加しています。



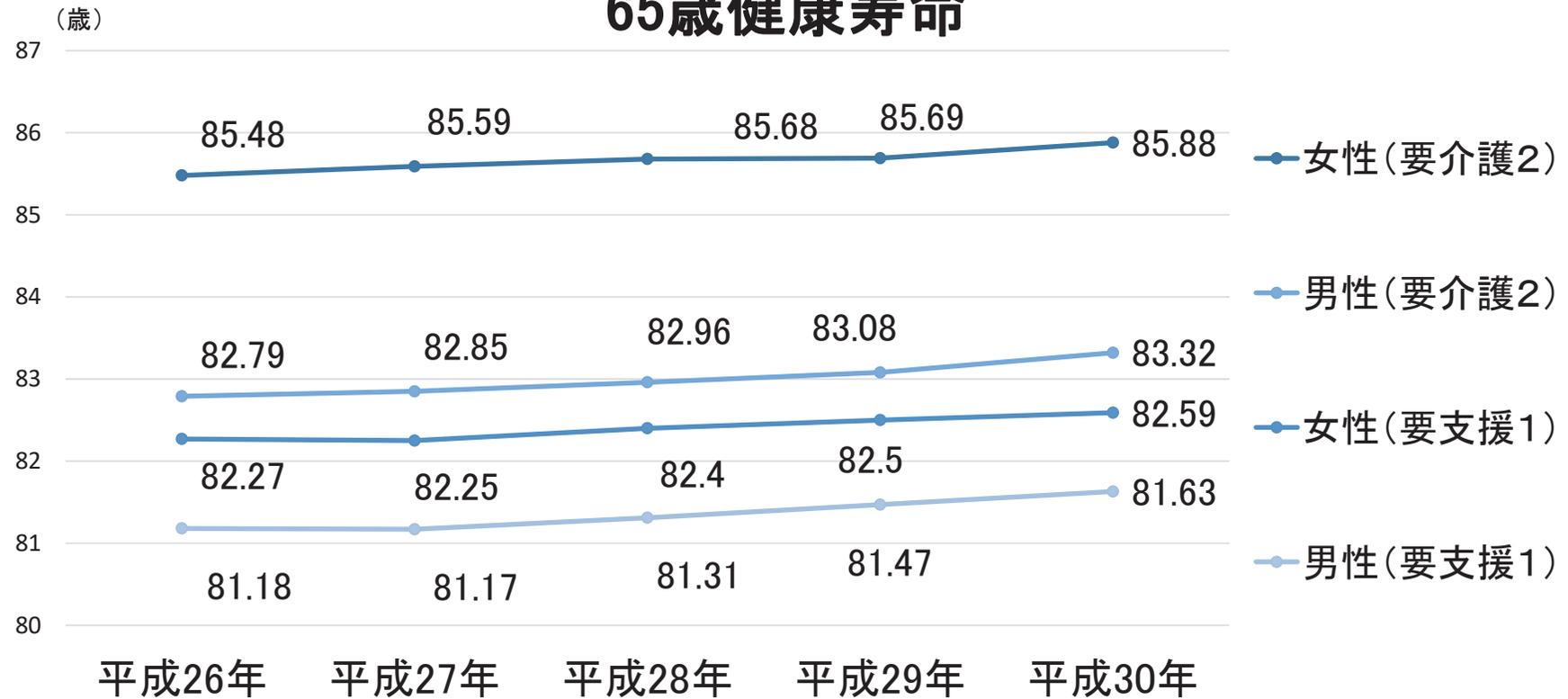


第1号被保険者の年齢階層人数・認定者数・出現率(令和元年度)

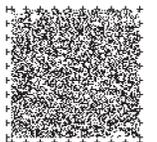


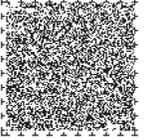
80歳を超えると、要介護認定を受けている人の割合が高くなります。

65歳健康寿命

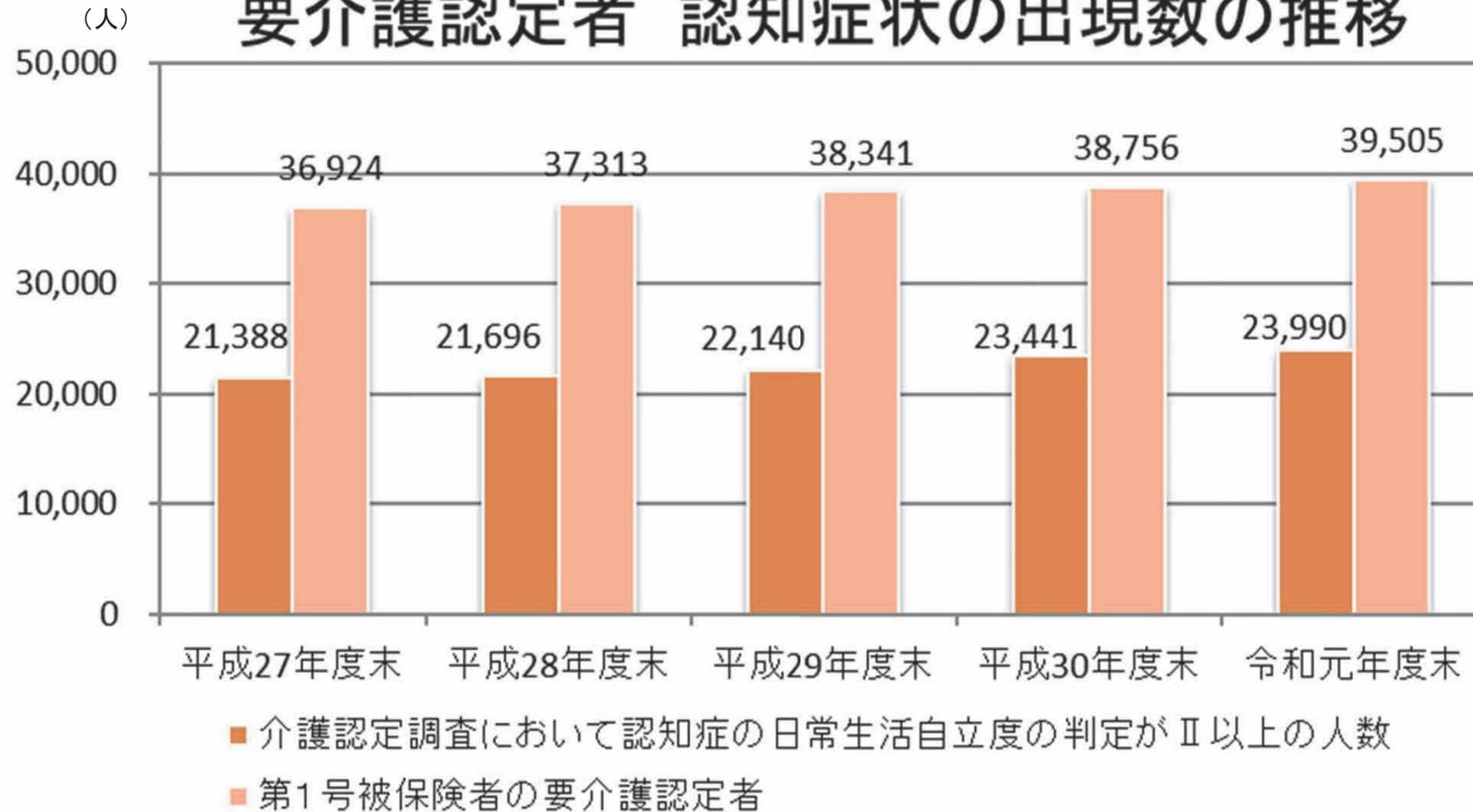


65歳健康寿命とは、要介護認定を受ける年齢を平均的に表したものです。世田谷区民は、全国的にみて長寿ですが、平均寿命の伸びに比べ、65歳健康寿命はあまり伸びていません。



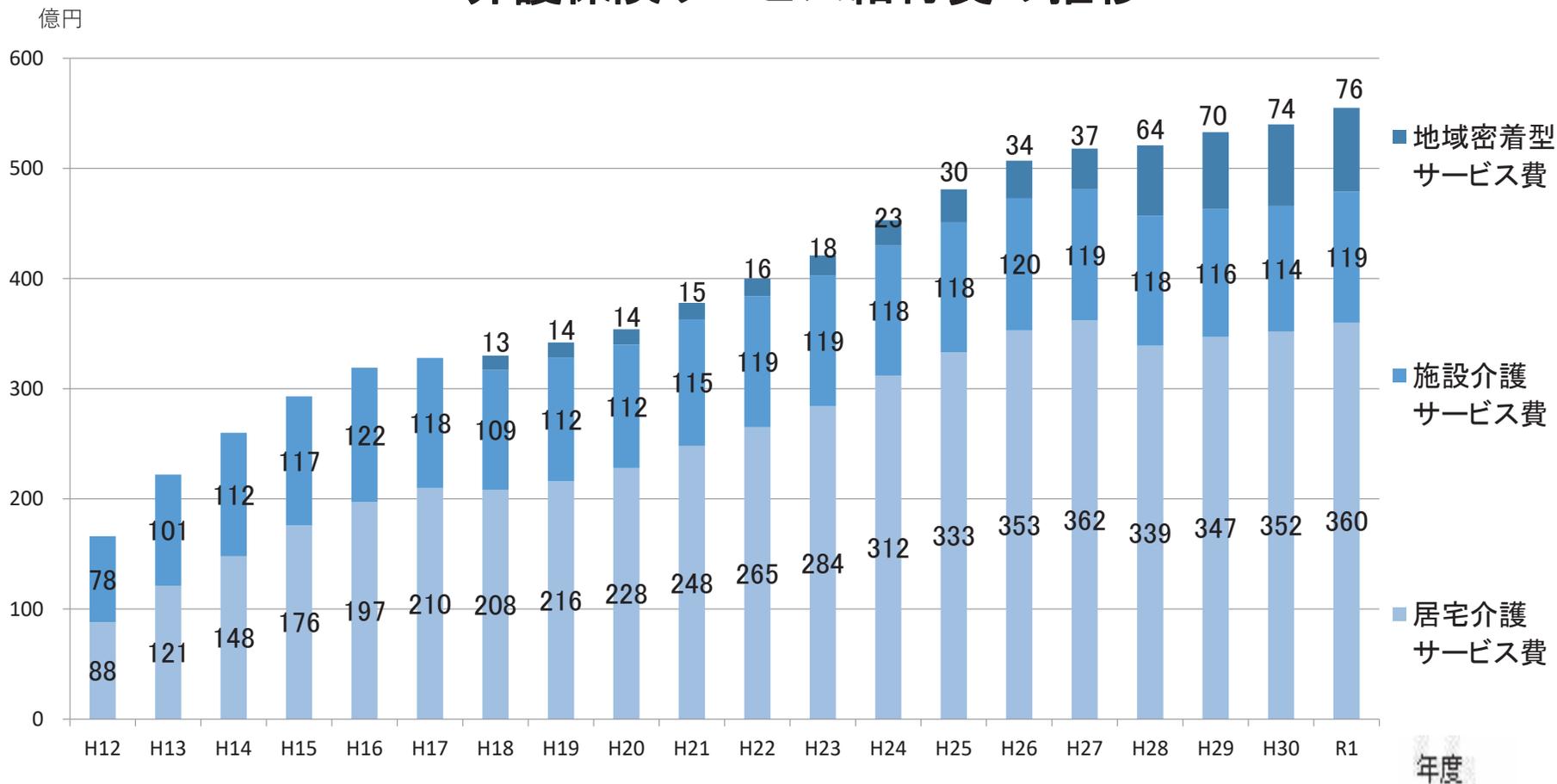


要介護認定者 認知症状の出現数の推移



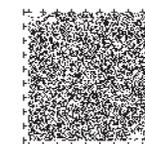
介護保険要介護認定において、認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の方の人数は、4年間で約2,600人増加しています。

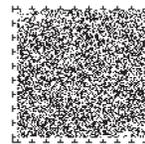
介護保険サービス給付費の推移



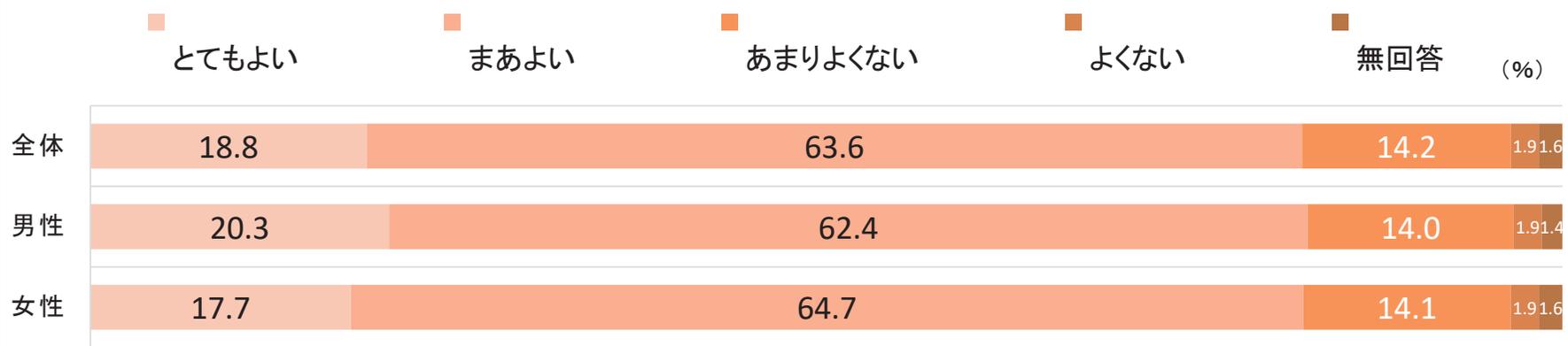
※ 介護給付費と予防給付費の合計

給付費は、介護保険制度開始時の約3.4倍に増加しています。





自分の健康状態



自分の健康状態を「とてもよい」「まあよい」と思っている人を合わせると、8割以上になります。

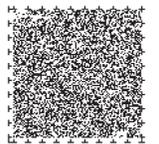
今後も現在住んでいる地域に住み続けたいか

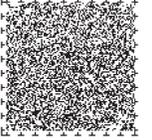


A=認定なし～要支援 B=要介護1～5 令和元年度世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査

9割は、これからも現在住んでいる地域に住み続けたいと思っています。

2 計画の基本的な考え方





基本理念

住み慣れた地域で支えあい、
自分らしく安心して暮らし
続けられる地域社会の実現

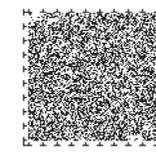
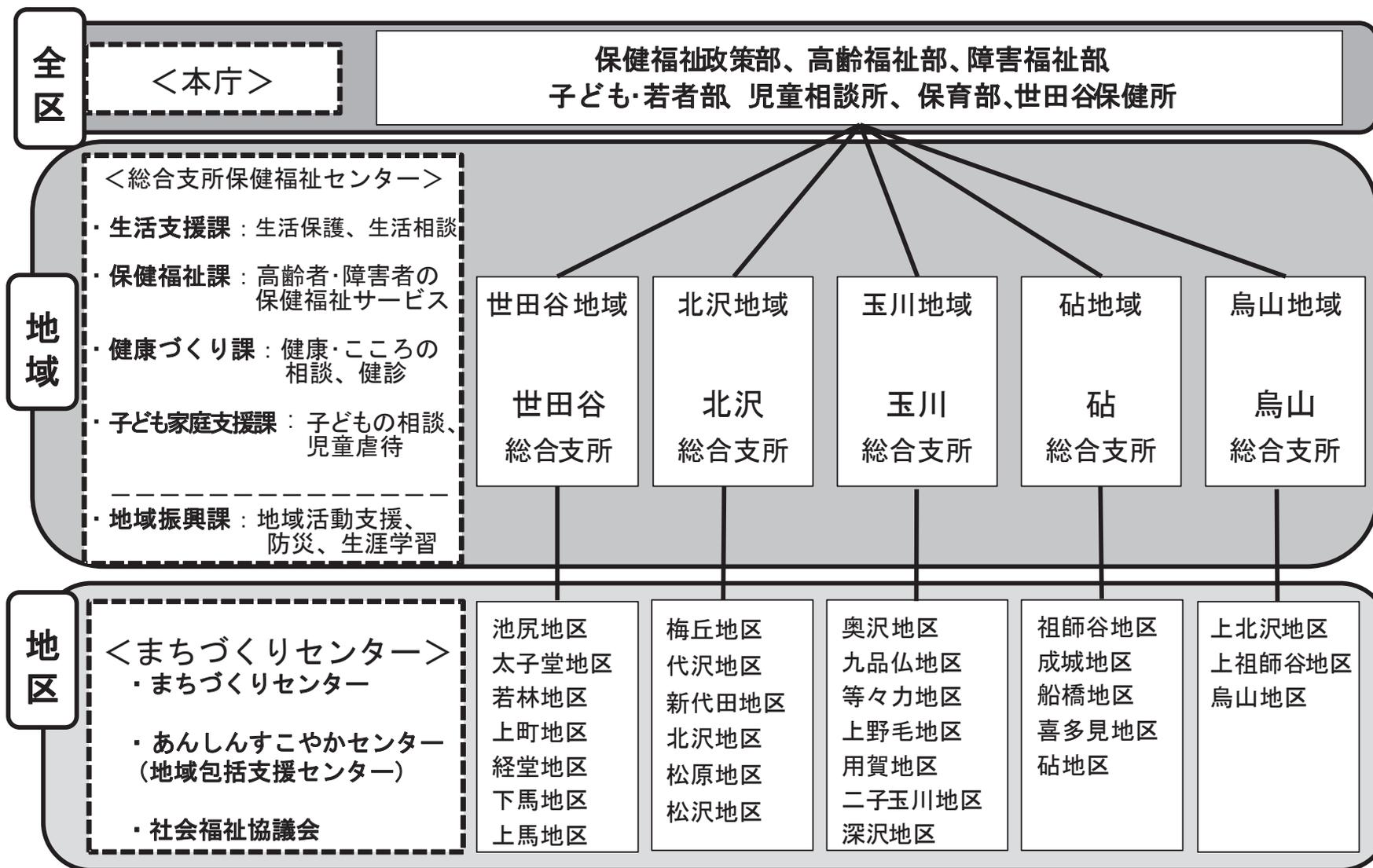
ー地域包括ケアシステムの推進ー

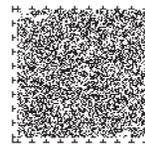
- ・国に先駆けて実施してきた「地域包括ケアの地区展開」の下、身近な「福祉の相談窓口」で相談できる体制づくりを推進します。
- ・地域共生社会の実現のために「8050問題」や「ひきこもり」など、既存の制度では対応が難しい複合課題や狭間のニーズを抱えた本人・世帯への支援を検討し、包括的な支援体制の構築を目指します。

ー参加と協働の地域づくりー

地域資源の把握やネットワーク化等を図り、区・区民・事業者等が地域で支えあう地域づくりを一層推進します。

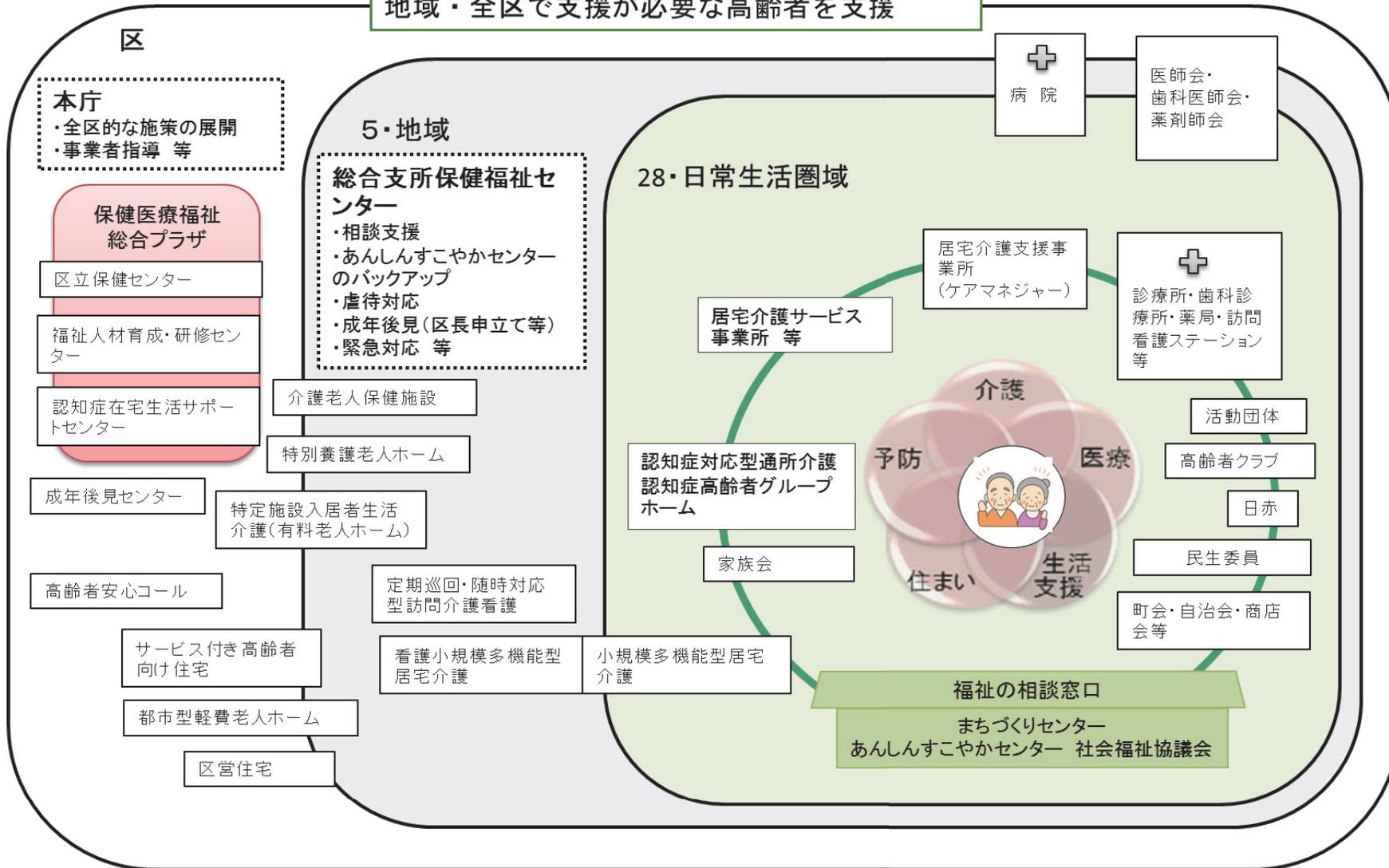
世田谷区の三層構造



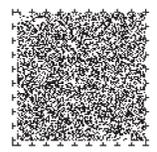
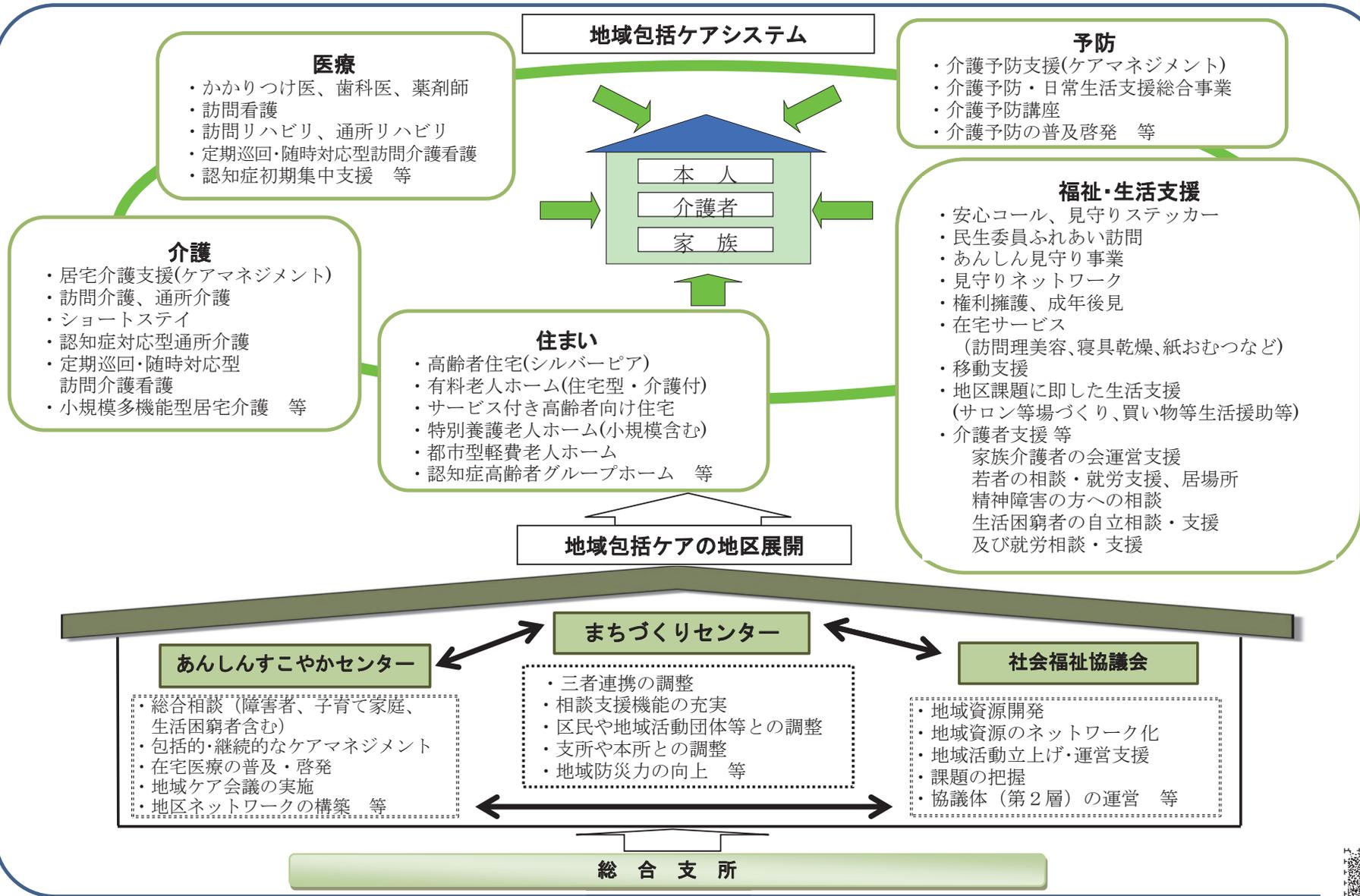


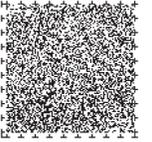
世田谷区の地域包括ケアシステムのイメージ図(高齢者)

28の日常生活圏域を基本としつつ、
地域・全区で支援が必要な高齢者を支援



支援が必要な高齢者等への包括的支援のイメージ図





計画目標

第8期計画の目指す方向を明確にするために、3つの目標を定めます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるとともに、感染症の状況の変化に対応して柔軟な高齢者福祉施策・介護保険事業を展開し、計画目標の達成を目指します。

1 区民の健康寿命を延ばす

世田谷区民の平均寿命は、全国的にみて長いですが（※1）、健康寿命は長くありません（※2）。高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう、健康寿命の延伸を目指します。

※1 男性…全国3位、23区中1位。女性…全国8位、23区中1位。（平成27年市区町村別生命表）

※2 男性…23区中5位。女性…23区中15位。（平成30年東京都65歳健康寿命）

2 高齢者の活動と参加を促進する

運動や栄養だけでなく、社会関係が豊かなほど健康長寿であることがわかっています。また、日頃の地域でのつながりは、見守りにもつながります。しかし、世田谷区で地域活動に参加している高齢者は多くありません。高齢者が支えられる側だけでなく支える側にもなり、生きがいや役割をもって活躍できるよう社会参加を促す施策に取り組み、区が進めている「参加と協働」の地域づくりを推進し、高齢者も活躍するまちを目指します。

3 安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保を図る

後期高齢者の増加に伴い、支援を必要とする人が増え続けることが想定されます。住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要介護高齢者や支援を必要とする高齢者を地域で支えていくために、区、区民、事業者等が連携して、持続可能な介護・福祉サービスの確保を図ります。

計画目標の評価指標

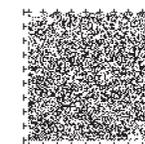
計画目標の評価指標として、3年後の評価指標を定めます。

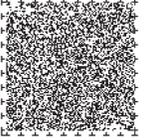
指標	内容	現状 (直近・平成30年)	目標 (令和3年)
65歳健康寿命	現在、65歳の方が介護保険の認定(要支援1、要介護2)を受ける年齢を平均的に表すもの (東京都保健所長会方式)	男性)要支援1・81.63歳	82.17歳
		要介護2・83.32歳	83.86歳
		女性)要支援1・82.59歳	83.28歳
		要介護2・85.88歳	86.70歳
23区1位の自治体の数値			
指標	内容	現状 (令和元年度)	目標 (令和4年度)
主観的健康観	設問「現在のあなたの健康状態はいかがですか」	「とても良い+まあまあよい」 82.4%	増やす
外出頻度	設問「週に1回以上は外出していますか」	週2回以上の外出 87.6%	増やす
交流頻度	設問「友人・知人と会う頻度はどれくらいですか」	週1回以上会っている 49.6%	増やす
会話の頻度	設問「ふだん、どの程度、人(家族を含む)と挨拶程度の会話や世間話をしますか(電話を含む)」	毎日 78.6%	増やす
地域活動への参加状況	設問「地域で参加している活動や講座はありますか」	「はい」21.4%	増やす
居住継続意向	設問「今後も現在住んでいる地域に住み続けたいですか」	「そう思う+まあそう思う」 (認定なし~要支援)92.3% (要介護)93.4%	維持

重点取組み

基本理念及び計画目標の実現に向け、特に重点的に取り組む、3つの施策を定めます。

- 1 自立支援・介護予防・重度化防止の推進
- 2 高齢者が活躍できるまちづくり
- 3 介護人材の確保・定着支援





3 各施策の取組み

～3つの計画目標を施策の大項目として、関連する施策を中・小項目として位置づけます。～

内は具体例

1 健康寿命の延伸

(1) 健康づくり

- ① 健康長寿の延伸に向けた健康づくり
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 特定健診・特定保健指導、長寿健診等の実施
- ④ がん検診等による早期発見と相談機能の充実
- ⑤ 高齢者のこころの健康づくり
- ⑥ 高齢者の食・口と歯の健康づくり

高齢者の健康づくり支援や
がん・生活習慣病等の早期発見・早期
治療による発症及び重度化防止

(2) 介護予防

- ① 介護予防・生活支援サービスの充実
- ② 介護予防の普及及び通いの場づくり(一般介護予防事業)
- ③ 介護予防ケアマネジメントの質の向上

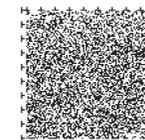
介護予防・日常生活支援総合事業
(支えあいサービス、地域デイサービスなど)

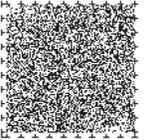
住民主体の介護予防の取組み支援や
介護予防の普及啓発

(3) 重度化防止

- ① 適切なケアマネジメントの推進
- ② 重度化防止の取組みの推進

介護事業所向け研修や
リハビリテーション専門職との連携





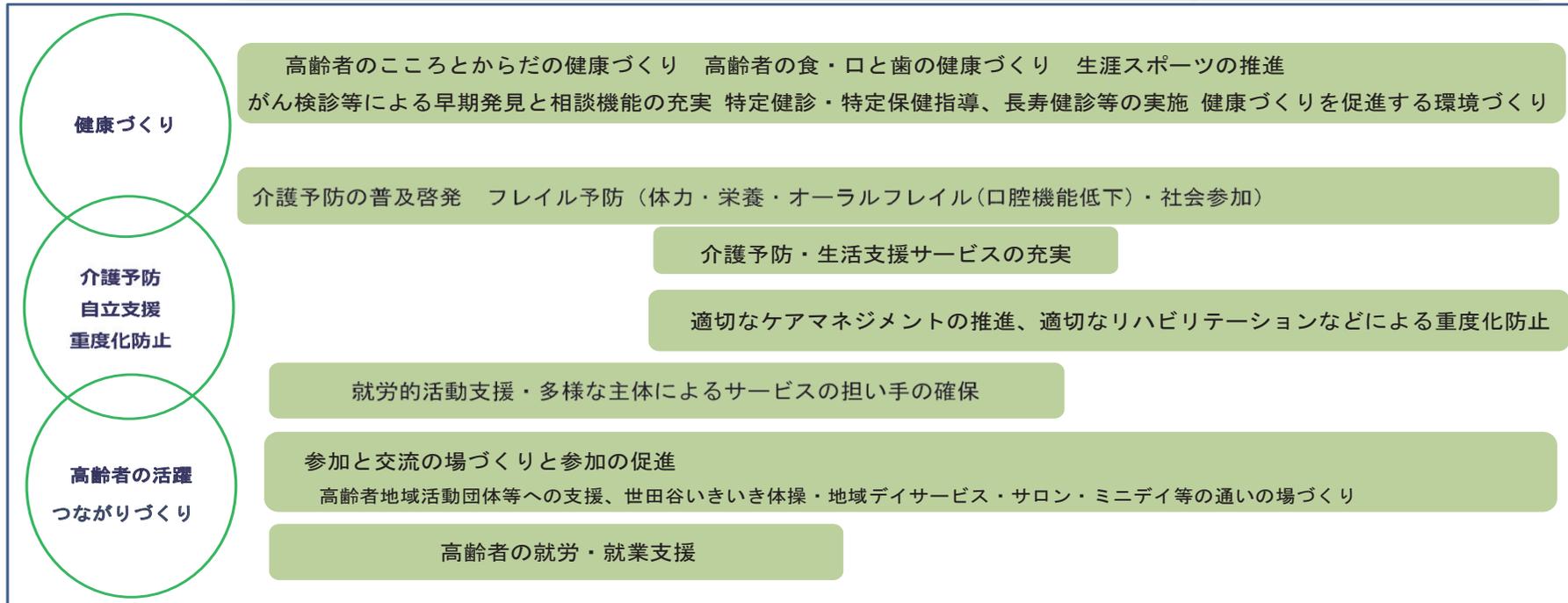
健康寿命の延伸と介護予防・重度化防止の取組みのイメージ図

第8期計画における健康寿命の延伸と自立支援・介護予防・重度化防止の取組み

- 【考え方】**
- 1 高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう、健康づくりと介護予防の連携による一体的な取組みを推進し、健康寿命の延伸を目指す。
 - 2 高齢者がこれまでの経験・知識を生かし、それぞれの健康状態やライフスタイルに応じて地域や社会に参加し、人と関わりながら生きがいや役割を持って活動・活躍できるよう、高齢者の社会参加を促進する。
 - 3 地域ケア会議の活用や適切なケアマネジメントの実施などにより、自立支援・重度化防止を図る。



【取組み一覧】



2 高齢者の活動と参加の促進

(1) 就労・就業

- ① 高齢者の就労・就業等の支援

働きたい高齢者と多様な就労形態をつなぐ仕組みづくり

(2) 参加と交流の場づくり

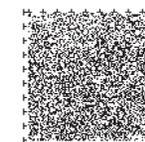
- ① 高齢者の社会参加の促進への支援
- ② 高齢者の多様な居場所づくり
- ③ 高齢者の活躍の場づくり
- ④ 生涯学習等の支援

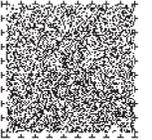
高齢者の地域参加の促進・支援

(3) 支えあい活動の推進

- ① 地域の福祉資源開発とネットワークづくりの推進
- ② 地域人材の発掘・育成
- ③ 地域の支えあい活動の支援
- ④ 地域住民による生活の支援
- ⑤ せたがやシニアボランティア・ポイント事業
- ⑥ 地域での交流と活動を支える場の支援

ふれあいサービス、
ふれあい・いきいきサロン、
支えあいミニデイ





2 高齢者の活動と参加の促進

(4) 認知症施策の総合的な推進

- ① 条例の普及と理解の推進
- ② 認知症とともに生きることへの理解の推進
- ③ 本人が自ら発信・社会参加し、活躍する機会の充実
- ④ 本人同士の出会い、つながり、活動の推進
- ⑤ 本人との協働による認知症バリアフリーの推進
- ⑥ 本人が施策の企画・実施・評価に参画できる機会の充実
- ⑦ 「私の希望ファイル」の推進
- ⑧ 社会参加や健康の保持増進の機会の拡充
- ⑨ 地域包括ケアの地区展開と協力した地域づくりの推進
- ⑩ パートナーの育成・チームづくり
- ⑪ 意思決定支援・権利擁護推進
- ⑫ 相談と継続的支援体制づくり
- ⑬ 本人の生活継続を支えあうための専門職の質の確保・向上推進

令和2年10月
「世田谷区認知症とともに
生きる希望条例」施行

(5) 見守り施策の推進

- ① 4つの見守り
- ② サービスを通じた見守り
- ③ 事業者の協定等による見守り
- ④ 地域の支えあいによる見守り

(6) 権利擁護の推進

- ① 成年後見制度の普及啓発
- ② 成年後見制度の相談支援
- ③ 申立て及び親族後見人支援
- ④ 区民成年後見人の養成及び活動支援
- ⑤ 中核機関の設置・運営
- ⑥ 成年後見等実施機関等との連携(地域連携ネットワーク)
- ⑦ 成年後見区長申立ての実施
- ⑧ 後見報酬の助成
- ⑨ 地域福祉権利擁護事業(あんしん事業)の実施
- ⑩ 高齢者虐待の防止と高齢者保護
- ⑪ 消費者被害防止施策の推進

3 安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保

(1) 在宅生活の支援

- ① あんしんすこやかセンターの相談支援の充実
- ② サービスの提供や見守りと一体的に行う情報提供・相談支援
- ③ 区民に分かりやすい情報提供
- ④ 地域ケア会議の実施

せたがやシルバー情報、
せたがや高齢・介護応援アプリ

- ⑤ 地域密着型サービスの基盤整備
- ⑥ ショートステイサービスの基盤整備
- ⑦ 介護老人保健施設等の整備

地区版・地域版・全区版地域ケア会議による政策
形成への結びつけ

- ⑧ 持続可能な高齢者福祉サービスの実施
- ⑨ 高齢者等の移動への支援
- ⑩ 家族等介護者への支援

ヤングケアラー・ダブルケアラーへの支援

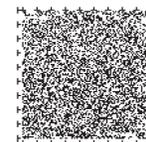
- ⑪ 「在宅医療」の区民への普及啓発
- ⑫ 医療・介護のネットワーク構築
- ⑬ 様々な在宅医療・介護情報の共有推進

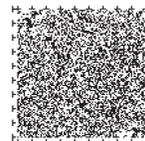
- ⑭ 災害への対策

避難行動要支援者支援、福祉避難所の拡充

- ⑮ 健康危機への対応

新型コロナウイルス感染症への対応





3 安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保

(2) 安心できる住まいの確保

- ① 特別養護老人ホームの整備
- ② 認知症高齢者グループホームの整備
- ③ 介護付有料老人ホーム等の計画的な整備誘導
- ④ 都市型軽費老人ホームの整備
- ⑤ サービス付き高齢者向け住宅の整備誘導
- ⑥ 公営住宅の供給
- ⑦ 高齢者住宅改修費助成及び高齢者住宅改修相談の実施
- ⑧ 高齢者の民間住宅への入居支援
- ⑨ ユニバーサルデザインの推進

主な介護施設等の数

施設等	第7期末 (令和2年度末) 見込み		第8期中の 整備目標		第8期末 (令和5年度末) 目標		
	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	
特別養護老人ホーム	24	1,958	1	108	25	2,066	
介護老人保健施設	10	872	1	80	11	952	
特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)	75	4,820	3	180	78	5,000	
都市型軽費老人ホーム	10	180	3	60	13	240	
ショートステイ	24	306	1	12	25	318	
地域密着型サービス	地域密着型特別養護老人ホーム	3	87	2	58	5	145
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7	—	2	—	9	—
	小規模多機能型居宅介護 ※	11	310	8	219	19	529
	看護小規模多機能型居宅介護 ※	4	107	2	58	6	165
	認知症高齢者グループホーム	44	828	6	108	50	936

※は、登録定員。

3 安心して暮らし続けるための介護・福祉サービスの確保

(3) 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援

- ① 介護人材確保の基盤整備
- ② 働きやすい環境の整備・生産性の向上・生活支援策による人材確保
- ③ 多様な人材の参入・活躍の促進及び外国人人材の受け入れ支援
- ④ 職員の資質及び専門性の向上・介護職の魅力向上

世田谷区福祉人材育成・研修センター

区独自にセンターを設置し、福祉・介護サービスの担い手の確保を図るとともに、人材育成を総合的に推進しています。令和2年4月、うめとぴあの世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に移転しました。

地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・育成・定着支援

～要介護になっても安心して暮らし続けるために～

介護人材確保に向けた課題

職場環境の改善

就労者のライフスタイルの多様化

介護職に対するマイナスイメージ

1. 人材不足の時代に即した介護現場の革新、生産性の向上

- 介護ロボットやセンサー、ICT機器の導入支援
- 補助事業等で使用する申請書類や押印の必要性の見直し、電子化の検討
- 知識・技術を身につけた専門性の向上
- Webを活用した各種研修や相談業務の導入

2. 多様な人材の参入・活躍の促進

- 若年層や中高年層、子育てを終えた層など多様な人材の参入を促すために、介護従事者のワークライフバランスに配慮した働き方改革
- 元気高齢者へのシニアボランティア事業や介護に関する入門的研修をきっかけに、地域への社会貢献や社会参加、介護事業所への就労の誘導

3. 介護の仕事の魅力発信による理解促進と職業イメージの改善

- 福祉の仕事の入門講座や説明会等による、介護の仕事の専門性や魅力を発信し、職業イメージの改善と社会的評価の獲得
- 次世代を担う小・中・高校生に対し、イベント等を通じた介護の仕事の興味関心の醸成

世田谷区の介護人材対策

初任者研修など資格取得費用助成、介護職員宿舎借上支援、職員研修費助成、採用活動経費助成、物品購入費助成 等



国・都の介護人材対策

処遇改善加算、キャリアパス導入促進 等

活用

(仮称) 世田谷区介護人材対策推進協議会 (プラットフォーム)

区内関係団体等を構成員とした協議会を組織し、行政と一体となって中長期的な視点も含めた介護人材対策に取り組む。

職場環境改善

人材確保・育成・定着促進

介護の仕事理解促進

世田谷区福祉人材育成・研修センター

福祉の理解促進

人材発掘・就労支援

人材の育成

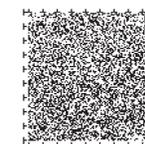
事業者等への活動支援

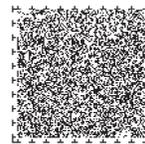
調査・研究

連携

(4) サービスの質の向上

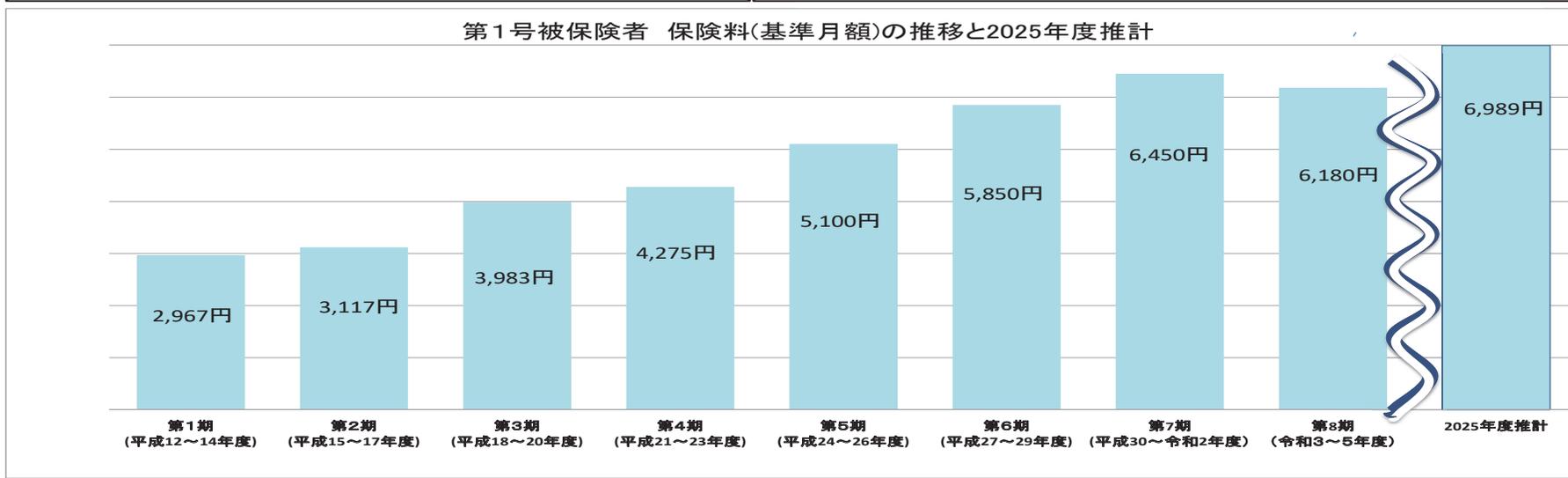
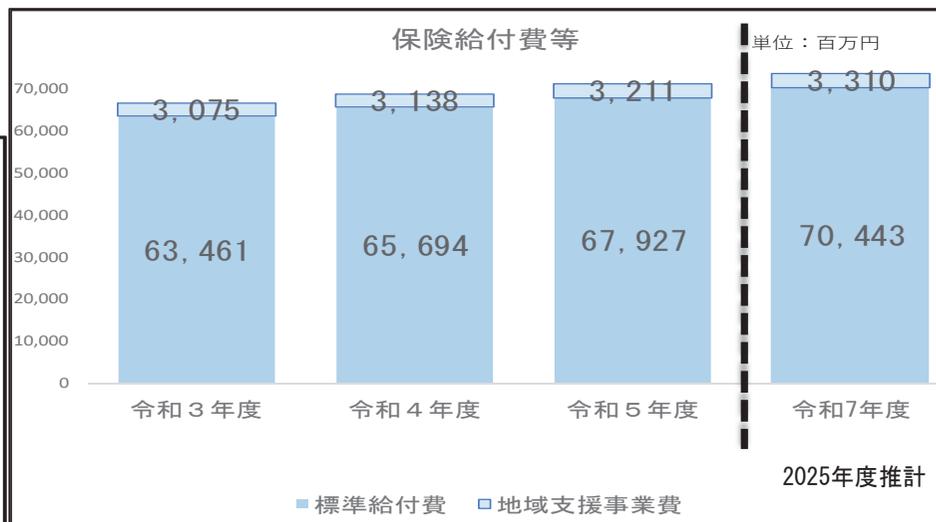
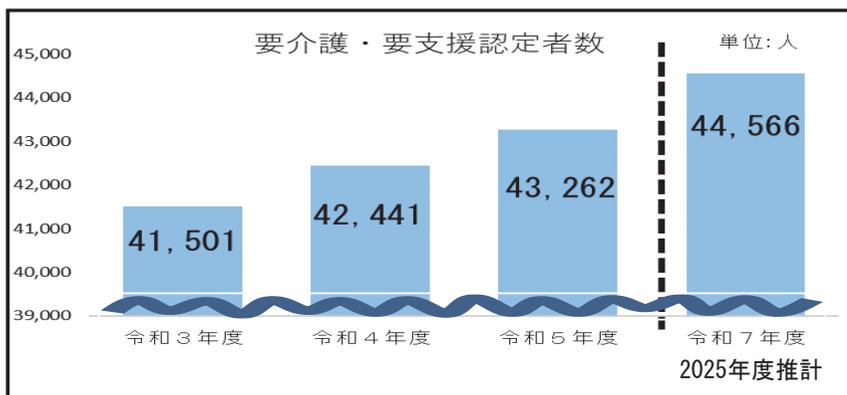
- ① 事業者への適切な指導・監査の実施
- ② 第三者評価の促進・活用
- ③ 苦情対応の充実
- ④ サービスの質の向上に向けた事業者への支援





4 介護保険制度の円滑な運営

- (1) 介護サービス量の見込み
- (2) 地域支援事業の量の見込み
- (3) 第1号被保険者の保険料
- (4) 給付適正化の推進
- (5) 制度の趣旨普及・低所得者への配慮等



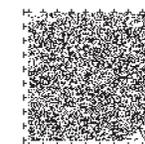
4 介護保険制度の円滑な運営

第1号被保険者(65歳以上)の保険料段階と保険料

段階	所得段階区分		国料率	区料率	年額保険料 (円)		
1	非課税世帯	生活保護等受給者、老齢福祉年金受給者	0.30 [0.50]	0.30 [0.50]	22,248		
2		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方		0.30 [0.50]	22,248		
3		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.50 [0.75]	0.50 [0.65](0.40)	37,080 (29,664)		
4		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円を超える方	0.70 [0.75]	0.65 [0.70](0.50)	48,204 (37,080)		
5	本人非課税	本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	0.85	63,036		
6		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 1.00	基準額 1.00	74,160 【月額6,180】		
7	課税世帯	本人課税	合計所得金額が120万円未満の方		1.20	85,284	
8			合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		1.30	92,700	
9			合計所得金額が210万円以上320万円未満の方		1.50	103,824	
10			合計所得金額が320万円以上400万円未満の方		1.70	1.60	118,656
11			合計所得金額が400万円以上500万円未満の方			1.70	126,072
12			合計所得金額が500万円以上700万円未満の方			1.90	140,904
13			合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方			2.30	170,568
14			合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方			2.70	200,232
15			合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方			3.20	237,312
16			合計所得金額が2,500万円以上3,500万円未満の方		3.70	274,392	
17	合計所得金額が3,500万円以上の方		4.20	311,472			

※ 料率の[]内数字は、軽減前の数字。

※ 料率及び保険料の()内数字は、区による独自軽減後。



このマークは目の不自由な方のための音声コードUni-Voiceです。スマートフォン等で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。

第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)
(2021年度～2023年度)
概要版

令和3年3月発行
世田谷区高齢福祉部高齢福祉課
TEL 03-5432-2768(直通) FAX 03-5432-3085
URL <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

